

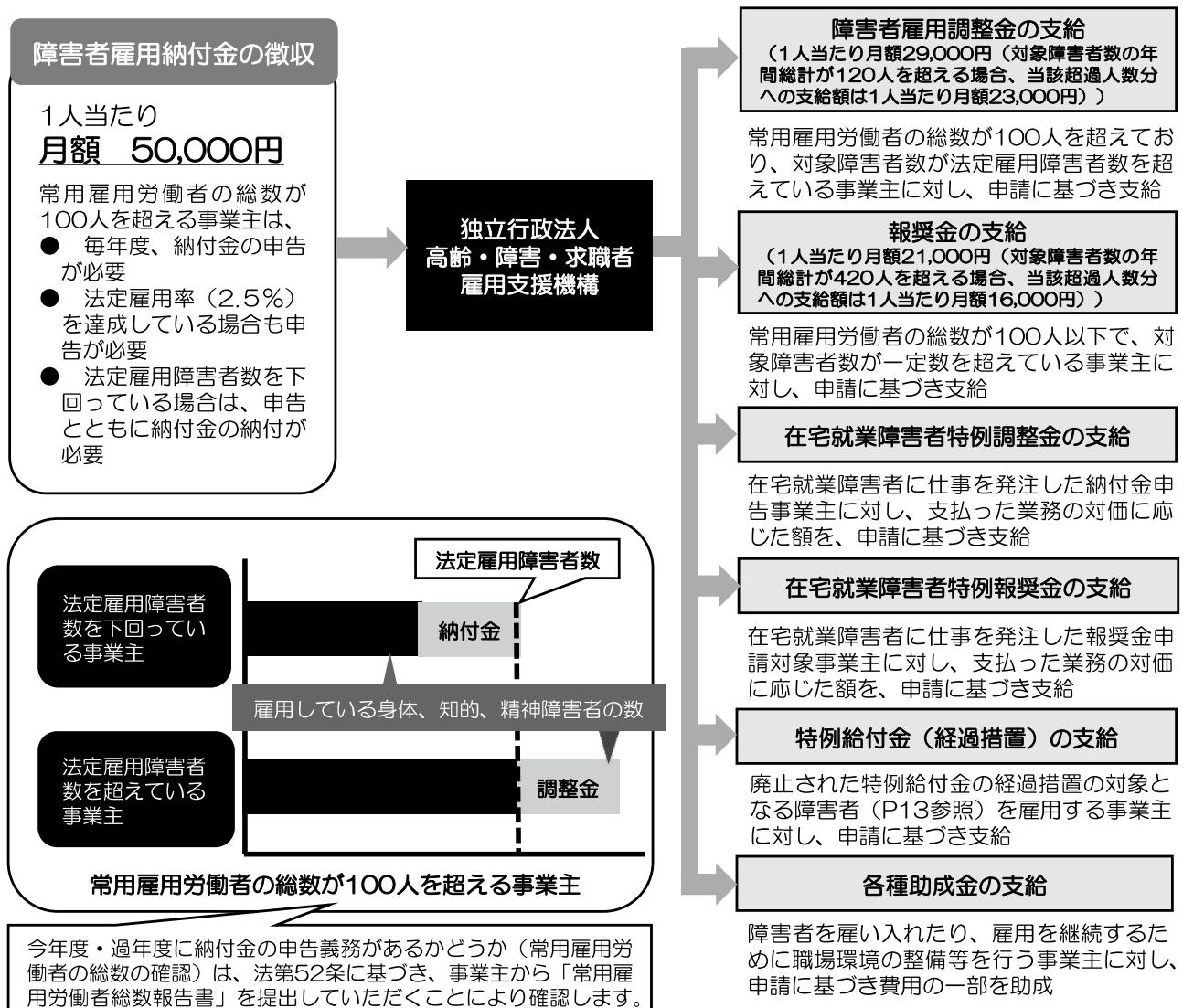
## 2 障害者雇用納付金制度のあらまし

### ～障害者雇用納付金制度とは～

障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要とされることが多く、経済的負担が伴うことから、雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とではその経済的負担に差が生じることとなります。

障害者雇用納付金制度は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です（この制度の実施は、同法律に基づき、当機構が行うこととされています。）。

※『障害者の雇用の促進等に関する法律』では、事業主に対する措置として、障害者雇用納付金制度とともに、障害者雇用率制度が設けられています。法定雇用障害者数が1人以上になる規模（除外率による控除後の常用雇用労働者の総数が40.0人以上）の事業主は、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況（障害者雇用状況報告書）を、公共職業安定所長に対して報告しなければならないこととされています（当機構に提出していただく「障害者雇用納付金の申告書」とは異なるものです。）。



#### 〔参考〕

「常用雇用労働者」とは、1年を超えて雇用される者（見込みを含む。）のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上の者です。障害者である労働者も含みます。

1週間の所定労働時間が30時間以上の者を「短時間以外の常用雇用労働者」といい、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者は「短時間労働者」といいます。

「常用雇用労働者の総数」とは、短時間以外の常用雇用労働者（1人を1カウント）と短時間労働者（1人を0.5カウント）の合計をいいます。

なお、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の者は「特定短時間労働者」といい、常用雇用労働者の総数の算定にあたっては、特定短時間労働者は算入しませんが、雇入れ日や障害の種類・程度に応じて対象障害者数のカウント又は特例給付金（経過措置）の対象となる場合があります。

# (1) 障害者雇用納付金の申告

納付金の申告義務のある事業主（注1）

令和7年度申告申請対象期間												
令和6年							令和7年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①短時間以外の常用雇用労働者数（1人を1カウント）							②短時間労働者数（1人を0.5カウント）					
P20～P28 参照							+					

各月の算定基礎日（※）に雇用している①+②の総数が100人を超える（100.5人以上）月が連続又は断続して5か月以上（注2）ある。

（※）各月ごとの労働者数を把握する日（基準となる日）をいいます。毎月初日又は賃金締切日とすることが原則ですが、それら以外の常用雇用労働者の数を把握できる日としても差し支えありません。常用雇用労働者は算定基礎日に在籍している方のみカウントします。

YES

NO

## 納付金の申告義務あり

100人を超えない月も含む12か月分（注2）を申告することとなります。

## 納付金の申告義務なし

一定数を超えて障害者を雇用している場合は報奨金や特例給付金（経過措置）の支給申請が可能な場合があります。詳しくはP12～14をご参照ください。

（注1）「事業主」とは、事業活動を行う主体をいい、個人企業にあってはその企業主個人、会社その他の法人組織にあっては法人そのものをいいます。申告申請に係る事業主の単位は、営業所・出張所等を有する全ての事業所を含めたものとなり、原則として法人単位による申告申請が必要です。（P15～16参照）

除外率適用事業所を有する場合であっても、除外率が適用される前の常用雇用労働者の総数に基づき申告義務の有無を判断します。

なお、納付金の額が「0円」となる事業主であっても、納付金申告書をご提出いただく必要があります。（注2）年度の中途に事業を開始・廃止した場合（吸収合併等含む。）の取扱いは異なります。（P57～61参照）

※ 就労継続支援B型事業所の利用者は、事業主との間に雇用関係がないため、常用雇用労働者には算入しません。

（例）

	令和6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月
①短時間以外の常用雇用労働者数	104	98	92	95	85	93	93	93	93	105	105	110
②短時間労働者数	10	11	11	10	15	15	19	22	23	21	24	26
常用雇用労働者の総数 ①+②×0.5	109	103.5	97.5	100	92.5	100.5	102.5	104	104.5	115.5	117	123

常用雇用労働者の総数が100人を超える月が5か月以上あれば、申告を行っていただくこととなります。

○：100人を超える月

※ 令和6年度に納付金の申告義務があった事業主が、令和7年度に納付金の申告義務なしとして申告を行わないこととする場合や各都道府県申告申請窓口から常用雇用労働者総数報告書の提出を求められている場合は、各都道府県申告申請窓口に「常用雇用労働者総数報告書」（P85）を提出してください。

また、令和7年度に初めて納付金の申告を行う事業主についても、令和6年度の納付金の申告義務の有無を当機構において確認するため、同報告書を提出してください。

なお、納付金の時効は、法律上2年間と定められています。そのため、この間に申告義務があることが確認された場合は、当該年度のみならず、時効によって当機構の納付金を徴収する権利が消滅しない限り、過年度分についても申告・納付の対象となります。

調整基礎額（1人当たりの月額）は、50,000円です。

納付金の額＝（法定雇用障害者数－対象障害者数）の各月の合計数×1人当たり 50,000円

※ 「対象障害者数」とは、重度障害者（身体・知的）1人を2カウントするなど、対象障害者の所定労働時間、障害の程度等に応じて、法律に定められた数により実人数を変換して算出した人数の合計をいいます。（P29参照）

## (2) 障害者雇用調整金の申請

納付金の申告が必要な事業主のうち、対象障害者数が法定雇用障害者数を超える事業主は調整金の支給申請ができます。

**調整金の額=（対象障害者数－法定雇用障害者数）の各月の合計数×1人当たり 29,000円**

（注）対象障害者数と法定雇用障害者数の差の各月の合計数が年間120人まで29,000円。超過後は、1人当たり23,000円。

※ 調整金の支給申請に当たっては、除外率が適用されません。このため、法定雇用率（2.5%）を超えており、納付金の額が0円であっても調整金の申請額がない場合があります。

※ 就労継続支援B型事業所の利用者は、事業主との間に雇用関係がないため、対象となりません。

## (3) 在宅就業障害者特例調整金の申請

納付金の申告が必要な事業主であって、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対して仕事を発注し、業務の対価を支払った場合、特例調整金の支給申請をすることができます。

ただし、事業主が直接在宅就業障害者に発注する際に、在宅就業障害者が発注元事業主の事業所、その他これに類する場所で就業する場合は、在宅就業障害者支援制度の対象外となりますので特例調整金の申請対象となりません。

また、事業主が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に発注する際に、発注元事業主の事業所で就業する場合は、在宅就業障害者支援制度の対象となりますので特例調整金の申請対象となります。（P71参照）

※ 在宅就業支援団体についての詳細は、事業主の主たる事業所（本社）を管轄するハローワークにお問い合わせください。

○ 在宅就業障害者特例調整金の額の算定方法

特例調整金の額=	年間の在宅就業障害者への支払総額※ 評価額（35万円）	×	調整額（21,000円）
----------	--------------------------------	---	--------------

支給限度額

=在宅就業単位調整額（21,000円）×（各月の算定基礎日における対象障害者数の合計数）

※ 「事業主の年間の在宅就業障害者への支払総額」を「評価額」で除して得た数の1未満の端数を切り捨てます。

## (4) 報奨金の申請

報奨金の支給申請ができる事業主は、P11「（1）障害者雇用納付金の申告」で「納付金の申告義務なし」に該当する事業主であって、雇用する対象障害者の実雇用者数が「4月から3月までの各月ごとの常用雇用労働者数×4／100の合計数」又は「72人」のいずれか多い数を超える事業主です。

※ 年度の中途で事業を開始・廃止した場合（吸収合併等含む。）の取扱いは異なります。P57～61をご参考ください。

ただし、支給要件の障害者数は、申請の対象となる月数に関わらず、72人を超える数となります。

※ 報奨金の支給申請に当たっては、除外率は適用されません。

※ 就労継続支援B型事業所の利用者は、事業主との間に雇用関係がないため、対象となりません。

### イ 報奨金の額の算定方法

○ 報奨金の額の算定方法は次のとおりです。

**報奨金の額=（B-A）×1人当たり21,000円**

（注）（B-A）が年間420人まで21,000円。超過後は、1人当たり16,000円。

A → 「各月ごとの算定基礎日における常用雇用労働者数に100分の4を乗じて得た数（1人未満端数切捨て）の合計数」又は「72人」のいずれか多い数

B → 各月ごとの算定基礎日における対象障害者数の合計数

## □ 報奨金の算定例

常用雇用労働者	令和6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	合計
①短時間以外の常用雇用労働者数	94	85	85	84	84	95	94	94	94	105	110	110	1,134
②短時間労働者数	4	5	5	5	5	6	6	6	6	8	8	8	72
③常用雇用労働者の総数 ①+②×0.5	96.0	87.5	87.5	86.5	86.5	98.0	97.0	97.0	97.0	109.0	114.0	114.0	1,170.0
対象障害者	令和6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	合計
④短時間以外の常用雇用労働者である 障害者数	9	9	9	9	9	9	9	11	11	10	9	9	113
⑤短時間労働者である障害者数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	30
⑥特定短時間労働者である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	14
⑦対象障害者の総数 ④+⑤×0.5+⑥×0.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	12.5	12.5	12.5	11.5	12.5	135.0

報奨金の額  $(135\text{人(B)} - 72\text{人(A)}) \times 21,000\text{円} = 1,323,000\text{円}$   
 $((A) = 72\text{人} > 39\text{人} (\text{各月ごとに「常用雇用労働者数} \times 4 / 100 (\text{1人未満切捨て}) \text{」で得た数の合計}))$

## ハ 報奨金の不支給要件

報奨金の対象となる障害者に対する適切な雇用管理の措置を欠いたことによる労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、その他労働関係法令の違反により送検処分された場合、報奨金は支給しません。

## (5) 在宅就業障害者特例報奨金の申請

報奨金の申請が可能な事業主であって、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対して仕事を発注し、当該業務の対価を支払った場合、特例報奨金の支給申請をすることができます。

ただし、事業主が直接在宅就業障害者に発注する際に、在宅就業障害者が発注元事業主の事業所、その他これに類する場所で就業する場合は、在宅就業障害者支援制度の対象外となりますので特例報奨金の申請対象となりません。

また、事業主が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に発注する際に、発注元事業主の事業所で就業する場合は、在宅就業障害者支援制度の対象となりますので特例報奨金の申請対象となります。(P71参照)

※ 在宅就業支援団体についての詳細は、事業主の主たる事業所（本社）を管轄するハローワークにお問い合わせください。

### ○ 在宅就業障害者特例報奨金の額の算定方法

特例報奨金の額=	年間の在宅就業障害者への支払総額 評価額 (35万円)	※	×	報奨額 (17,000円)
----------	--------------------------------	---	---	---------------

#### 支給限度額

= 在宅就業単位報奨額 (17,000円) × (各月の算定基礎日における対象障害者数の合計数)

※ 「事業主の年間の在宅就業障害者への支払総額」を「評価額」で除して得た数の1未満の端数を切り捨てます。

## (6) 特例給付金（経過措置）の申請（令和7年度申告申請限り）

特例給付金（経過措置）は、令和6年3月31日までに雇い入れられた、特定短時間労働者である重度以外の身体障害者又は重度以外の知的障害者（経過措置対象特定短時間障害者）を雇用しており、あわせて常用雇用労働者である障害者を雇用している100人以下事業主又は100人超事業主が申請できます。

ただし、100人超事業主であって納付金を申告納付しなければならない事業主が特例給付金（経過措置）を申請する場合は、法定期限内に納付金を申告納付する必要があります。また、特例給付金（経過措置）が納付金と相殺されるものと誤解して納付金の一部が未納付とならないようご注意ください。

※ 就労継続支援B型事業所の利用者は、事業主との間に雇用関係がないため、対象となりません。

支給対象となる特定短時間障害者は、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者ですが、次の障害者も含まれます。

- ・ 週所定労働時間が20時間以上であって実労働時間が月40時間以上80時間未満の障害者
- ・ 週所定労働時間が10時間以上20時間未満であって実労働時間が月80時間以上の障害者

特例給付金（経過措置）の支給に際しては、支給対象となる特定短時間障害者は、1人を1カウントします。

また、特例給付金（経過措置）の対象者は、納付金・調整金・報奨金の対象にはなりません。申告申請の際の誤計上にご注意ください。

## イ 特例給付金（経過措置）の額の算定方法

特例給付金の額＝経過措置対象特定短時間障害者の合計数×1人当たり5,000円又は7,000円  
(経過措置) (単価：100人以下事業主は5,000円、100人超事業主は7,000円)

※ ただし、常用雇用労働者である障害者の合計数が上限となります（小数点以下は切り捨て）。  
また、常用雇用労働者である障害者には、週所定労働時間が20時間未満の者は含まれません。

## ロ 特例給付金（経過措置）の算定例

常用雇用労働者	令和6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	合計
①短時間以外の常用雇用労働者数	94	85	85	84	84	95	94	94	94	105	110	110	1,134
②短時間労働者	4	5	5	5	5	6	6	6	6	8	8	8	72
③常用雇用労働者の総数 ①+②×0.5	96.0	87.5	87.5	86.5	86.5	98.0	97.0	97.0	97.0	109.0	114.0	114.0	1,170.0
常用雇用労働者である障害者	令和6年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年 1月	2月	3月	合計
④短時間以外の常用雇用労働者である 障害者数	4	3	3	3	4	5	5	4	4	4	3	3	45
⑤短時間労働者である障害者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
⑥常用雇用労働者である障害者の総数 ④+⑤×0.5	4.0	3.0	3.0	3.0	4.0	5.0	5.0	4.0	4.0	4.0	3.0	3.5	45.5
経過措置対象特定短時間障害者数	5	5	5	5	5	5	5	5	10	10	12	5	77

特例給付金の額 45人 × 5,000円 = 225,000円

100人以下事業主に該当するので単価は5,000円となり、経過措置対象特定短時間障害者の人数（77人）が常用雇用労働者である障害者の総数（45.5人）を上回っているので、常用雇用労働者である障害者の総数が支給上限となります。ただし、上限の計算に当たって小数点以下は切り捨てますので、支給上限は45人となります。

## ハ 特例給付金（経過措置）の不支給要件

○ 次のいずれかに該当する事業主に対しては、特例給付金（経過措置）は支給できません。

- ① 報告書（Ⅱ）に記載された障害者に対する適切な雇用管理の措置を欠いたことによる労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、その他労働関係法令の違反により送検処分をされた事業主
- ② 過年度分の納付金について、令和7年4月1日時点において未申告又は未納付がある事業主
- ③ 特例給付金（経過措置）の申請を行う年度分の納付金について、未申告又は未納付がある事業主
- ④ 中途廃止する事業主について、納付金の未申告又は未納付がある事業主

## 二 特例給付金（経過措置）に係る添付書類について

常用雇用労働者数が300人以下の事業主が特例給付金（経過措置）を申請する場合（納付金を併せて申告する場合を含む。）、添付書類の提出が必要です。報告書（Ⅱ）に記載されている障害者（短時間以外の常用雇用労働者、短時間労働者及び特定短時間障害者）全員分の添付書類の提出が原則ですが、過去に障害者手帳等の写しを提出しており、そのときから障害の種類や等級・程度に変更のない者及び精神障害者保健福祉手帳の有効期限が経過していない者については、障害者手帳等の写しの提出は不要です。

なお、納付金の申告と併せて特例給付金（経過措置）を申請する事業主が提出する添付書類については、特例給付金（経過措置）だけではなく、納付金の審査にも使用します。

※ 特例給付金は、納付金・調整金・報奨金の対象とならない者について特例的に給付金を支給するもので、特例給付金の支給申請と納付金等の申告申請は別のものとなります。経過措置においてもその位置づけは変わらず、週所定労働時間数が20時間以上であり、かつ、実労働時間数も月80時間以上である障害者を誤って経過措置対象特定短時間障害者として支給申請した場合、特例給付金の対象者とならず、また、調整金又は報奨金の申請期限までに正しく対象障害者として申請していない場合、申請期限後に調整金又は報奨金の対象として追加することはできませんので、障害者の雇用区分入力に際し、間違いないようにご注意ください。

## 就労継続支援A型事業所利用者の申告申請における注意点

概要

就労継続支援A型事業所の利用者については、以下により「申告申請の対象となりません」とされた者については、申告申請の対象から外してください。

- 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間障害者については、雇用率算定特例の適用対象外となり、申告申請の対象となりません。
  - 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者であり、所定労働時間による雇用区分が短時間労働者であっても、実労働時間が月80時間未満の場合は、乖離判断により雇用区分が特定短時間障害者に変更となるため、申告申請の対象となりません。  
申告申請の対象となるためには、雇用契約等の変更により所定労働時間が月80時間以上となる必要があります。
  - 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者であり、所定労働時間による雇用区分が特定短時間障害者である場合、実労働時間に閑わらず申告申請の対象となりません。
- ・特例給付金の廃止前（令和6年3月31日まで）までに雇い入れられた、特定短時間障害者である重度以外の身体障害者、又は重度以外の知的障害者については、特例給付金（経過措置）の対象となります。

## 納付金等の申告申請は法人単位で行ってください

～申告申請後に複数申告申請が判明した場合の修正手続きについて～

納付金の申告納付及び支給金の支給申請は、例外※を除いて法人単位で行わなければなりません。誤って本社と本社以外の事業所がそれぞれ申告申請を行うなど、一つの法人が複数の申告申請を行う（これを「複数申告申請」といいます。）ことがありますようご注意願います。

なお、申告申請後に複数申告申請していることが判明した場合には、以下のとおり修正手続きを行ってください。

※ ハローワークから算定特例の認定を受けている場合に限り、複数の法人をまとめて申告申請することとなります。算定特例の制度についてはP56に説明がありますが、当該制度の詳細については管轄のハローワークにお問い合わせください。

### 1 本社以外の事業所に係る手続き

#### (1) 本社以外の事業所が納付金を申告納付している場合

本社以外の事業所は申告義務者に当たりません。そのため、本社以外の事業所が納付金を申告納付している場合は、納付済みの納付金を還付しますので、撤回書のご提出をお願いします。

ただし、納付金の時効は納付期限の翌日から起算して2年であるため、還付できるのはその範囲内にある納付金に限られます。納付期限の翌日から2年を超えた納付金については、時効の成立により還付を受ける権利が消滅しているため、還付を受けられません。時効が成立している納付金については手続きは不要となります。

#### (2) 本社以外の事業所が支給金を受給している場合

本社以外の事業所は支給金の対象事業主に該当しないため、受給した支給金を当機構に返還していただく必要があります。

そのため、支給金の申請に係る取下げ書をご提出ください。受給日の翌日から起算して10年内の支給金が返還の対象となります。

## 2 本社に係る手続き

本社及び複数申告申請していた本社以外の事業所の申告申請内容を合算し、全体で再計算を行っていただき、その結果に応じて必要な手続きを行ってください。

なお、納付金の時効が納付期限の翌日から起算して2年であるため、2年以内の申告について手続きをお願いします。また、支給金については受給日の翌日から起算して10年以内のものが手続きの対象となります。

### (1) 再計算の結果、納付金の増額が発生する場合

再計算の結果、納付金の額が、既に納付している金額を上回る場合は修正申告の手続き及び追加納付が必要です。

### (2) 再計算の結果、納付金の減額が発生する場合

再計算の結果、納付金の額が、既に納付している金額を下回る場合は更正請求の手続きが必要です。納付金については時効が2年であるため、その範囲を超えた申告については還付を受けられませんので、ご留意ください。

### (3) 再計算の結果、支給金の減額が発生する場合

再計算の結果、支給金の額が、既に支給されている金額を下回る場合は返還の申出の手続きが必要です。返還の申出をいただいた後、当機構から返還に関する文書を送付しますので、その文書の到着後、返還をお願いします。

なお、再計算の結果、支給金の額が、既に支給されている金額を上回る場合であっても、申請期間経過後の支給金の増額を行うことはできませんので、手続きは不要です。

ただし、申告申請期間中に複数申告申請していることが判明し、申告申請期間中に合算した支給金申請書を提出する場合は、支給金申請額の増額が可能です。

### 申告申請後に判明した複数申告申請に係る修正手続きの概要

本社が行う手続き	
合算して納付金となる場合	本社及び本社以外の事業所分を合算した結果、納付金の額が、本社分として申告納付した額を上回る場合には修正申告を、下回る場合には更正の請求を行ってください。なお、合算した結果、金額に変動がない場合や納付期限の翌日から2年を超えて時効が成立している場合は手続きの必要はありません。時効が成立している納付金については、追加納付又は還付の対象とはなりません。
合算して支給金となる場合	本社及び本社以外の事業所分を合算した結果、支給金の額が、本社分として受給した額を下回る場合は返還の申出の手続きが必要です。返還の申出の手続き後、当機構から返還決定通知書を送付しますので、返還決定通知書の到着後、支給金を返還してください。なお、合算した結果、支給金の額が、本社分として受給した額を上回る場合や支給金の額が変動しない場合は、修正手続きは不要です。 受給日の翌日から10年以内の支給金が修正手続きの対象となります。

※ 本社以外の事業所については、納付金申告の撤回又は支給金申請の取下げの手続きを行います。

ただし、納付期限の翌日から2年を経過した納付金及び受給日の翌日から10年を経過した支給金については時効が成立しているので、手続きの対象とはなりません。

(注)

- ① 原則として法人登記により本社を確認します。
- ② 申告申請書等の事業主控えを紛失している場合は、本社又は障害者雇用状況報告書（6.1報告）を提出したハローワークが所在する各都道府県申告申請窓口までお問い合わせください。
- ③ 支給金に係る複数申告申請の合算に際し、雇用障害者として計上していなかった障害者は次の④の場合を除き計上できません。
- ④ 申告申請期間中に当該年度分の複数申告申請が判明し、申告申請期間中に合算した内容の支給申請書を提出する場合は、支給金申請額の増額が可能です。